

宿泊施設での療養について

- 茨城県では、地域の医療提供体制を維持する観点から、新型コロナウイルス感染症の方のうち、軽症者等について、宿泊施設での療養を行います。
- 宿泊療養施設の選定にあたっては、帰国者・接触者外来又は入院中の医療機関の医師の診断結果、患者からの聞き取り、病床の状況等を踏まえ、保健所及び入院調整本部が総合的に判断します。
- 宿泊療養施設においても、専門職による必要な医療・保健サービスを提供します。

宿泊施設で療養する軽症者等の要件

- (1) PCR検査陽性
- (2) 帰国者・接触者外来又は入院中の医療機関の医師等が、発熱・呼吸器症状・呼吸数・胸部レントゲン・酸素飽和度SpO₂等を踏まえ診断し、必ずしも入院が必要ではないと判断している。
- (3) 宿泊療養施設において感染防止にかかる留意点が遵守できる。
- (4) 原則、①高齢者②基礎疾患がある者③免疫抑制状態にある者④妊婦は除外する。

宿泊療養施設における医療・保健サービス

- 看護師や保健師による健康管理を行います。
- 症状が悪化した際には、オンコール医師の判断で入院に切り替えます。

宿泊療養施設における療養終了の判断

- 下記に該当する場合、宿泊療養を解除します。
 - ①有症状者：発症日から10日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過した場合
 - ②無症状病原体保有者：検体採取日から10日間経過した場合

感染症対策の専門家の指導の下、施設周辺には感染が広がらないよう適切に運用してまいります。具体的には、○施設内は、清潔区域と汚染区域を明確にゾーニングし、衛生管理を徹底します。
○軽症者等は、療養が終了するまで急変時を除いては、施設外に出ることはありません。
○軽症者等の生活で出るごみは、感染性廃棄物として適切に処理します。